

修士論文作成に伴うアンケート調査を実施するにあたり、大学院生への住民情報の提供について（答申）

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

本件に係る外部提供は、丸亀市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号の「専ら統計の作成または学術研究の目的のために提供する場合において、当該本人の権利利益を不当に害する恐れがないと認められるとき。」と認められる。

2 諮問に至るまでの経過

香川県立保健医療大学大学院生 A は、「成人期における家族の背景と自殺のリスクの関連」を研究題目とし、修士論文を作成するにあたり、市に対して、平成 29 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳から無作為に抽出した、20 歳から 39 歳までの 2 千人分の情報をタックシール（住所、氏名、方書）の形で提供してほしいとの依頼があった。

当該大学院生の研究は、「香川県立保健医療大学倫理審査委員会規程」による同倫理委員会の承認を得、同大学学長から調査研究の協力依頼文書が提出されている。

また、市に対して、当該大学院生及び指導教員連名で、個人情報の厳格な取扱いを定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」を添付した「個人情報の提供申請及び誓約書」が提出された。

このことは市の保有する個人情報の外部提供となるが、丸亀市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号に規定する「専ら統計の作成または学術研究の目的のために提供する場合において、当該本人の権利利益を不当に害する恐れがないと認められるとき。」に該当し、提供が可能であるかについて、審査会に諮問がなされた。

3 審査会の意見

当該研究は香川県立保健医療大学大学院生 A の修士論文の作成のためのものではあるが、香川県立保健医療大学倫理審査委員会の承認を得た上で、同大学学長からの依頼を受けたものである。

また提供する個人情報は宛名を記したタックシールのみで、アンケートの回答は無記名であり、調査内容からは個人情報が特定できないことから、丸亀市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号の規定により住民情報を提供することについては、妥当と判断する。

ただし、アンケート調査用紙の送付を受けた市民が誤解や不信感を抱くことがないように、依頼文書には、以下に掲げる特段の配慮を求めるものである。

1. 本アンケート調査が専ら学術研究の目的であることを明確にすること。
2. 調査対象者は丸亀市において、まったく無作為に抽出し、市からタックシールに住所氏名が印刷された状態で外部提供されたものであることを強調すること。

3. 調査の実施そのものに丸亀市が関与しているとの誤解を招くことがないように配慮すること。
4. 住所氏名などを記入して返信しないように、依頼文書や返信用封筒を工夫する等、個人の識別がされることのないように措置を講じること。

4 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について以下のとおり調査審議を行なった。

- ① 平成 29 年 5 月 2 日 諮問書の受理
- ② 平成 29 年 5 月 12 日 第 1 回審査会